

特定毒物研究者のしおり

堺市保健所 保健医療薬務課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-7582

FAX 072-222-1406

ホームページにて、毒劇物に係る法令・通知等の情報を掲載しています。

堺市 毒物劇物業務

検索

(令和8年2月改訂)

－はじめに－

毒物・劇物は、工業薬品、農薬、試薬、塗料などとして我々の社会生活上いろいろな分野において広く用いられていますが、その取り扱いを誤ると人々に重大な危害を及ぼす恐れがあります。

そこで、毒物・劇物についての正しい知識を身につけ、危害防止を図るという観点から、毒物劇物の流通・取り扱いについて、特に注意して頂きたい事項を取りまとめましたので、適正な取り扱いの指針としてください。

－目次－

1. 毒物・劇物とは	1
2. 毒物及び劇物取締法の規制を受ける者	1
3. 管理について	2
4. 表示について	3
5. 貯蔵について	3
6. 廃棄について	3
7. 謙受（購入）手続きについて	4
8. 特定毒物とは	6
9. 特定毒物に関する禁止規定	7
10. 事故の際の措置について	7

1 毒物・劇物とは

毒物・劇物とは、毒物及び劇物取締法第2条に定められた物をいいますが、一般的には毒性を有する物を「毒物」、劇性を有する物を「劇物」といい、市販されている製品にはその容器及び被包に「医薬用外毒物」あるいは「医薬用外劇物」の文字が表示されています。

2 毒物及び劇物取締法の規制を受ける者

毒 物 劇 物 營 業 者	製造業者 輸入業者 販売業者	毒物・劇物を製造する者（知事の登録が必要） 毒物・劇物を輸入する者（知事の登録が必要） 毒物・劇物を販売する者（堺市は市長の登録が必要） (一般・農業用品目・特定品目／オーダー販売業) ◎ <u>オーダー販売業とは</u> 毒物・劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で、貯蔵、運搬、若しくは陳列しようとする者は、店舗ごとに販売業の登録（一般・農業用品目・特定品目）が必要ですが、そのうち毒物・劇物を直接取り扱わない者はオーダー販売業者といい、登録票に「オーダー」と明記しています。 毒物・劇物を直接取り扱わないという条件ですので、店舗などに一時的であっても毒物・劇物（サンプルを含む）を貯蔵・陳列すること、運搬すること、運搬の手配をすることはできません。 なお、専任の毒物劇物取扱責任者を設置する必要はありませんが、毒物・劇物の販売、授与について、適切に管理できるように、必ず担当者を定めてください。
	届出を 要する者 (法第22条 第1項)	次の事業を行う者（いずれも堺市は市長に届出が必要） ① 無機シアン化合物を使用して電気めっき業を行う者 ② 無機シアン化合物を使用して金属熱処理業を行う者 ③ 政令に掲げるものを、最大積載量が5トン以上の自動車、若しくは被牽引自動車（大型自動車）に固定された容器を用い、又は内容積が1000㍑以上(四アルキル鉛のみ200㍑以上)の容器を大型自動車に積載して運送の事業を行う者 ④ ヒ素化合物を使用して、しろありの防除を行う者
毒 物 劇 物 業 務 上 取 扱 者	届出を 要しない者 (法第22条 第5項)	厚生労働省令で定めるすべての毒物・劇物を業務上取り扱う者で、毒物劇物営業者、法第22条第1項該当者、特定毒物研究者以外の者（工場、事業所、研究所、学校など）
		特定毒物使用者（品目等により知事の指定が必要）
そ の 他		特定毒物研究者（堺市は市長の許可が必要）

3 管理について

(1) 在庫量の管理等 (S52.3.26 薬発第 313 号厚生省薬務局長通知)

特定毒物研究者は、毒物・劇物の定期的な在庫量の点検及び毒物・劇物の種類等に応じて使用量の把握を行ってください。

毒物劇物管理簿 (例)

毒物・劇物	品名			規格			単位		
年月日	購入量	使用量	在庫量	払出者	責任者	備考			

(2) 毒物劇物危害防止規定・盜難防止規定 (S50.7.31 薬発第 668 号厚生省薬務局長通知)

- 主たる研究所において取り扱われる毒劇物の種類・量・取扱方法の様態に応じ、具体的で詳細な内容のものを文書で作成してください。
- 以下にあげる基本的な事項及びそれを具体的に実施するための細則を定めてください。

○危害防止規定

- 毒劇物の貯蔵、取扱い、設備の点検及び事故時の対応等を行う者の職務及び組織に関する事項
- 毒劇物の貯蔵または取扱いに係る作業の方法に関する事項
- 毒劇物の貯蔵または取扱いに係る設備の点検の方法に関する事項
- 毒劇物の貯蔵または取扱いに係る設備の整備または補修に関する事項
- 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項
- 毒劇物の貯蔵及び取扱いの作業を行う者、事故時の応急措置を行う者の教育及び訓練に関する事項
- その他保健衛生上の危害を防止するために遵守しなければならない事項

○盜難防止規定

- 盜難・紛失を防止するための措置として設備に関する事項
- 鍵の管理に関する事項（合鍵の数の確認・鍵の管理者の設置等）
- 毒劇物の払い出しや在庫管理に関する事項
- 盜難、紛失発生時の警察署、保健所への届出等の手続きに関する事項

- 毒劇物の危害防止対策は、各主たる研究所で扱っている毒劇物の種類・数量によって異なるため、各主たる研究所の実情に応じた対策をあらかじめ策定し、職員に周知させておく必要があります。
- 「危害防止規定」と「盜難防止規定」は1つの文書として作成してもかまいません。

4 表示等 (法第 11 条第 4 項、法第 12 条第 1 項、規則第 11 条の 4)

- (1) 毒物又は劇物に該当するものの容器及び被包には、「医薬用外」の文字と下記の表示が必要です。

毒物 → 赤地に白字をもって 毒物 の文字

劇物 → 白地に赤字をもって 劇物 の文字

*メスフラスコ等の容器に小分けした場合でも、その容器に表示が必要です。

- (2) すべての毒物又は劇物は、誤飲防止のため、その入れ物として飲食用の容器を使用しないで下さい。

5 貯蔵について

- (1) 貯蔵する場所は、その他の物を貯蔵する場所と明確に区分された**毒物劇物専用**のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設としてください。

(S52.3.26 薬発第 313 号厚生省薬務局長通知)

- (2) 貯蔵する場所は、**盜難防止**のため敷地境界から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講じてください。(S52.3.26 薬発第 313 号厚生省薬務局長通知)

- (3) 貯蔵する場所に「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字を表示してください。

(法第 12 条第 3 項)

- (4) 貯蔵容器及び貯蔵施設は、毒物劇物の飛散、漏出、流出、又は地下浸透を防止できるものにしてください。(規則 4 条の 4)

(注) i) 固体以外の毒物・劇物の貯蔵に関する構造・設備等については、別途基準が設けられています。

ii) 他の法律（消防法、高压ガス保安法等）で併せて規制を受ける物についてはそれぞれの基準も参照してください。

6 廃棄について (法第 15 条の 2)

- (1) 不要となった毒物又は劇物は、自己の責任のもと、すみやかに廃棄してください。

- (2) 不要となった毒物又は劇物を廃棄する場合は、中和、希釀等適切な処理をし、保健衛生上の危害を生じないよう十分配慮してください。

- (3) 廃棄の内容について記録してください。

- (4) 廃棄を廃棄物処理業者等に委託する場合であっても、適切な処理がなされるよう注意してください。

(注) i) 毒物・劇物の廃棄の方法については、別途基準が設けられています。

ii) 他の法律（水質汚濁防止法、下水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等）で併せて規制を受ける物についてはそれぞれの基準も参照してください。

7 謙受（購入）手続きについて

(1) 謙受（購入）する場合 (法第14条第2項関係、規則第12条の2関係)

謙り受け（購入）する場合には、下記①～③の事項を記載し、押印又は署名*した書面（謙受書）を相手先（毒物劇物営業者）に提出してください。

- ① 毒物又は劇物の名称及び数量
- ② 購入又は謙受の年月日
- ③ 謙受人の氏名（押印又は署名）、職業及び住所

*署名は、フルネーム（氏名）で記載してください。

（記載例）

毒 物 及 び 劇 物 謙 受 書		
毒物又は劇物	名 称	〇〇〇
	数 量	10 アンプル×3 箱
販売又は授与の年月日		〇年△月□日
謙受人（注1）	氏 名	堺 太郎 
	職 業	研究者
	住 所	堺市堺区南瓦町3-1
備 考（注2）		使用目的など

①
②
③

（注1）「謙受人」欄には、法人にあってはその名称、及び主たる事務所の所在地を記載してください。

（注2）「備考」欄には、使用目的を記載してください。

*何らかの法令の要請に従って行う分析・検査の標準品としてのみ特定毒物を購入する研究所ではない場合、主たる研究所は毒物劇物営業者としての登録が必要です。

(2) 毒物劇物の情報について

毒物又は劇物を購入する際には、当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報（SDS 安全データシート）を受取り、安全確保に努めてください。

また、SDS は化学物質の取扱い上の注意、火災や漏出時の対処方法等が記載されており、事故対応に必須であるため、すぐに参照できるように収集・整理しておいてください。

* 毒物又は劇物の性状及び取扱に関する情報

- ① 情報を提供する毒物劇物営業者の氏名及び住所
(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- ② 毒物又は劇物の別
- ③ 名称並びに成分及びその含量
- ④ 応急処置
- ⑤ 火災時の措置
- ⑥ 漏出時の措置
- ⑦ 取扱い及び保管上の注意
- ⑧ 暴露の防止及び保護のための措置
- ⑨ 物理的及び化学的性質
- ⑩ 安定性及び反応性
- ⑪ 毒性に関する情報
- ⑫ 廃棄上の注意
- ⑬ 輸送上の注意

8 特定毒物とは

特定毒物とは、毒物のうち特に著しい毒性を有するものであって、法第2条第3項及び令第3条の規定に基づき指定されているものです。

法 第2条第3項別表第3

- 一 オクタメチルピロホスホルアミド
- 二 四アルキル鉛
- 三 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフエイト
- 四 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイト
- 五 ジメチルー（ジエチルアミドー1-クロルクロトニル）-ホスフエイト
- 六 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフエイト
- 七 テトラエチルピロホスフエイト
- 八 モノフルオール酢酸
- 九 モノフルオール酢酸アミド
- 十 前各号に掲げる毒物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の著しい毒性を有する毒物であつて政令で定めるもの

令 第3条

- 一 オクタメチルピロホスホルアミドを含有する製剤
- 二 四アルキル鉛を含有する製剤
- 三 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフエイトを含有する製剤
- 四 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイトを含有する製剤
- 五 ジメチルー（ジエチルアミドー1-クロルクロトニル）-ホスフエイトを含有する製剤
- 六 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフエイトを含有する製剤
- 七 テトラエチルピロホスフエイトを含有する製剤
- 八 モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤
- 九 モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤
- 十 燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤

9 特定毒物に関する禁止規定

(1) 譲受・譲渡の規制 (法第3条の2第6項、第7項、第8項、第9項、第11項)

毒物劇物営業者、特定毒物研究者又はその品目を扱える特定毒物使用者でなければ特定毒物を譲り渡したり、譲り受けたりできません。また、それ以外の人から譲り受けることも禁止されています。

さらに、特定毒物について品質、着色又は表示の基準が政令で定められたときは、その基準に適合するものでなければ、特定毒物使用者に譲り渡すことはできません。

(2) 所持の規制 (法第3条の2第10項、第11項)

毒物劇物営業者、特定毒物研究者又はその品目を扱える特定毒物使用者でなければ、特定毒物を所持することはできません。

(3) 用途の規制 (法第3条の2第4項)

特定毒物研究者は、特定毒物を学術研究以外の用途に供することはできません。

(4) 使用の規制 (法第3条の2第3項)

特定毒物研究者又はその品目を扱える特定毒物使用者でなければ、特定毒物を使用することができません。

10 事故の際の措置について (法第17条)

- (1) 毒物又は劇物による事故を起こし、保健衛生上の危害を生じるおそれのある時は、すみやかに消防機関、警察署又は保健所に連絡をとるとともに応急の措置を講じてください。
- (2) 毒物又は劇物が盗難にあったり紛失したりしたときは、すみやかに警察署に届け出してください
(注) i) 毒物又は劇物の運搬事故時における応急措置については別途基準が設けられています。
ii) これらの事故がおきた場合には、堺市保健所保健医療薬務課にも報告願います。

*参考図書

毒物及び劇物取締法令集	薬務公報社刊
毒物劇物取締法事項別例規集	薬務公報社刊
最新毒物劇物取扱いの手引	時事通信社刊
毒劇物基準関係通知集	薬務公報社刊
毒物劇物の貯蔵に関する構造・設備等基準の手引	薬務公報社刊
毒物及び劇物の運搬容器に関する基準の手引き	薬務公報社刊

申請・届出の手続き

事前に申請

項目	要点	必要書類(◎:申請用紙、○:添付書類)
新規許可申請 (申請受理より 20日ほどの処 理期間がありま す)	・新しく研究を始める ・研究者を変更	<input checked="" type="radio"/> 特定毒物研究者許可申請書 <input type="radio"/> 敷地全体図 <input type="radio"/> 研究所平面図 <input type="radio"/> 特定毒物を主として研究する部屋の詳細図 <input type="radio"/> 特定毒物保管庫の概要図 <input type="radio"/> 研究事項の説明書 <input type="radio"/> 申請者の履歴書 <input type="radio"/> 申請者の診断書(発行日から3ヶ月以内) <input type="radio"/> 申請者の資格を証する書類 <input type="radio"/> 申請者が当該研究所において特定毒物の 研究に従事することの同意書

事後に申請・届出

項目	要点	必要書類(◎:申請用紙、○:添付書類)
許可証書換え 交付申請	・研究者の氏名又は住所 ・主たる研究所の名称又は所在地を変更	<input checked="" type="radio"/> 許可証書換え交付申請書 <input type="radio"/> 許可証原本
許可証再交付 申請	・許可証を破損、汚損 ・許可証を紛失	<input checked="" type="radio"/> 許可証再交付申請書 <input type="radio"/> 許可証原本・破損、汚損の場合 <input type="radio"/> 紛失理由書・紛失の場合
変更届 変更届の用紙 に加えて、右記 の書類が必要 (変更後30日 以内)	・研究者の氏名	○戸籍謄本(抄本)又は戸籍記載事項証明書
	・研究者の住所	不要
	・主たる研究所の名称	不要
変更届 変更届の用紙 に加えて、右記 の書類が必要 (変更後30日 以内)	・主たる研究所の所在地を変更	【市内移転の場合】 <input type="radio"/> ① 敷地全体図 <input type="radio"/> ② 研究所の平面図 <input type="radio"/> ③ 特定毒物を主として研究する部屋の詳細図 <input type="radio"/> ④ 特定毒物保管庫の概要図 <input type="radio"/> ⑤ 申請者が当該研究所において特定毒物の 研究に従事することの同意書 【市外移転の場合】 移転先の自治体への手続き等が必要
	・特定毒物を必要とする研究事項を変更	○研究事項の説明書
	・特定毒物の品目を変更	○特定毒物の品目表
	・主たる研究所の設備の重要な部分を変更	<input type="radio"/> ① 変更前後の内容がわかる図面 <input type="radio"/> ② 特定毒物保管庫の概要図
	・特定毒物の研究をやめる	○廃止届
	・研究者を変更	<input type="radio"/> ① 許可証原本 <input type="radio"/> ② 特定毒物所有品目及び数量届 *【不要な場合があります】